

第 3 障 害 者 福 祉

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害の種別（身体・知的・精神）に関わりなく、共通のサービスを受けられるようになりました。平成25年4月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）と改められ、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が加えられ、制度の谷間のない支援を提供できるものとなりました。

障害者総合支援法による支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成され、個々の障害程度等を踏まえ個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」や障害児の生活能力向上等のための指導や訓練を行う「障害児通所支援」、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されています。

1. 福祉サービスに係る自立支援給付等の種類

(1) 障害福祉サービス等

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅でヘルパーが入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅でヘルパーが入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により自己判断能力が制限されている人に、危険回避のために必要な援護、食事等の介護や行動する際の援助を行います。
	療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、介護や日常生活の世話をを行います。また、医療に係る部分については「療養介護医療」として給付されています。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、低所得者に対して食費・光熱水費の実費負担軽減を行います（特定障害者特別給付費）。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。
	自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため、一定期間、入浴、排せつ、食事等の自立した生活に必要な支援を行います。

訓練等給付	宿泊型自立訓練	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等に、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、日常生活能力を向上させるための支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難で、雇用契約に基づき継続的に就労ができる人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業等での就労や事業所との雇用契約に基づいた就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した障害者に対し、職場への定着や就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
	共同生活援助(グループホーム)	障害をもつ人達が共同生活を行う住居で、世話人が相談や日常生活上の援助を行います。また、低所得者に対して家賃軽減を行います(特定障害者特別給付費)。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等の入所者または精神科病院入院者に対し、住居の確保といった地域における生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行います。
	地域定着支援	自宅で単身で生活する障害をもつ人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じる緊急の事態等に相談等の必要な支援を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援を利用する障害者等に、市が指定する特定相談支援事業者が、必要なサービスや支援内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成し、利用開始後状況確認のためのモニタリングを行い、適切なサービス利用について相談等の支援を行います。

(2) 障害児通所給付

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する障害児に、医療機関で児童発達支援と治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の訓練を受けるために、外出することが著しく困難な重症心身障害のある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、訓練などの支援を行います。

障害児通所支援	放課後等デイサービス	就学している障害児に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進への支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に事業所の指導員が保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のために必要な支援を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援を利用する児童に、市が指定する特定相談支援事業者が、必要なサービスや支援内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成し、利用開始後状況確認のためのモニタリングを行い、適切なサービス利用について相談等の支援を行います。

(3) 地域生活支援事業

事業名	内容
理解促進・研修啓発事業	障害に対する理解を深めるため、広報活動や研修会などで啓発を行います。
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意思疎通支援事業 (コミュニケーション)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。また、障害者等が日常生活を営むための用具等を設置するなど、居住環境の改善のための工事等を行った場合に、その費用の一部を助成します。
手話奉仕員養成研修講座	講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害者の居宅で、訪問入浴車での入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な負担の軽減を図ります。
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。
社会参加促進事業	障害者に対して、自動車運転免許の取得に要した費用や、身体障害者自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、改造に要する経費の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	自立訓練や就労移行支援等を利用している障害者に対し、更生訓練費を支給します。

2. 自立支援給付

(1) 障害福祉サービス等の給付状況（平成30年度）

（単位：か所、人、円）

サービスの種類		利用 事業所数	利用延べ 人数	給付額	特定障害者 特別給付費	合計給付額
介護給付	居宅介護	18	1,277	130,182,360		130,182,360
	重度訪問介護	1	12	3,179,290		3,179,290
	同行援護	2	54	1,745,830		1,745,830
	行動援護	0	0	0		0
	療養介護	3	145	35,743,620		35,743,620
	生活介護	33	2,538	509,706,780		509,706,780
	短期入所	13	272	13,529,236		13,529,236
	重度障害者包括支援	0	0	0		0
	施設入所支援	24	1,781	206,649,950	18,997,313	225,647,263
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	0	0	0		0
	自立訓練（生活訓練）	6	272	37,775,120		37,775,120
	宿泊型自立訓練	5	222	25,678,364		25,678,364
	就労移行支援	4	94	14,820,960		14,820,960
	就労継続支援A型	8	310	32,448,540		32,448,540
	就労継続支援B型	25	1,965	259,033,975		259,033,975
	共同生活援助	24	708	90,716,126	6,835,590	97,551,716
地域相談 支援	地域移行支援	1	2	71,808		71,808
	地域定着支援	0	0	0		0
計画相談支援		43	1,196	20,133,015		20,133,015
高額障害福祉サービス等給付費			11	21,689		21,689
合計			10,859	1,381,436,663	25,832,903	1,407,269,566

(2) 療養介護医療の給付状況（平成30年度）

筋萎縮性側索硬化症患者や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者の方に対し、療養とあわせて必要な医療を提供しています。なお、医療以外の日中活動等の介護として、障害福祉サービスの「療養介護」も併せて支給しています。

○実利用人数 12人 ○給付額 10,422,317円

(3) 自立支援医療（更生医療）の給付状況（平成30年度）

身体障害者の障害程度を軽くしたり、障害を取り除いて、日常生活や職業能力を高めるために指定医療機関で医療を受けた場合、医療費を公費負担しています。世帯の課税状況に応じ一部負担があります。

(単位：件、円、人)

区 分	給付延べ 件 数	医 療 費 の 内 訳 (円)				実人員 (人)
		総 額	公費負担	保険負担	自己負担	
入 院	314	210,193,882	33,986,042	175,325,585	882,255	158
入 院 外	1,980	631,431,877	110,650,477	515,891,694	4,889,706	190
合 計	2,294	841,625,759	144,636,519	691,217,279	5,771,961	348

(4) 自立支援医療（育成医療）の給付状況（平成30年度）

児童の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて、日常生活や職業能力を高めるために指定医療機関で医療を受けた場合、医療費を公費負担しています。世帯の課税状況に応じ一部負担があります。

(単位：件、円、人)

区 分	給付延べ 件 数	医 療 費 の 内 訳 (円)				実人員 (人)
		総 額	公費負担	保険負担	自己負担	
入 院	18	22,958,810	1,422,294	21,381,516	155,000	11
入 院 外	81	1,971,711	417,489	1,362,798	191,424	24
合 計	99	24,930,521	1,839,783	22,744,314	346,424	35

(5) 補装具の交付・修理状況（平成30年度）

仕事や日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理をしています。利用者負担額は原則基準額の一割負担ですが、世帯の課税状況に応じて上限が定められています。

(単位：件、円)

区 分		件 数	費 用	内 訳 (円)	
				公 費 負 担	自 己 負 担
身体障害者	交付	64	7,975,901	7,880,120	95,781
	修理	54	1,787,035	1,748,605	38,430
	計	118	9,762,936	9,628,725	134,211
身体障害児	交付	31	6,827,228	6,277,703	549,525
	修理	8	786,581	708,501	78,080
	計	39	7,613,809	6,986,204	627,605
合 計		157	17,376,745	16,614,929	761,816

3. 障害児通所給付

障害児通所給付の給付状況（平成30年度）

(単位：か所、人、円)

サービスの種類		利用事業所数	利用延べ人数	給付額
障害児通所支援	児童発達支援	2	248	17,287,710
	医療型児童発達支援	1	10	119,916
	放課後等デイサービス	6	629	82,180,898
	保育所等訪問支援	0	0	0
小 計		9	887	99,588,524

サービスの種類	利用事業所数	利用延べ人数	給付額
障害児相談支援	4	178	3,244,590
高額障害児通所給付費		11	23,896
肢体不自由児通所医療費	1	10	18,907
合 計		1,086	102,875,917

4. 地域生活支援事業

(1) 必須事業 (平成30年度)

(単位:円)

事業名	事業内訳	支出済額(円)
理解促進研修・啓発事業	市内催事場にて相談会開催 障害福祉サービスパンフレット作成	294,445
相談支援事業	委託事業所 3事業所 延べ利用者数 3,003件	7,800,000
意思疎通 (コミュニケーション) 支援事業	手話通訳員 設置事業	設置手話通訳員 1人 利用者数 11人 派遣回数 302回
	手話通訳者 派遣事業	登録手話通訳者 10人 利用者数 8人 派遣回数 31回
日常生活用具給付等事業	給付対象者数 173人 利用者負担 547,393円	16,228,981
手話奉仕員養成研修事業	むつろうあ協会手話講習会 下北文化会館で10回開催	21,200
移動支援事業	委託事業所 5事業所 利用者数 12人 利用者負担 3,900円	622,040
地域活動支援センター事業	補助事業所 2か所 延べ利用者数 6,616人	14,200,000
合 計		41,011,964

(2) 日常生活用具給付等事業 (再掲)

(単位:件、円)

種 目	給付等対象者					
	障 害 者			障 害 児		
	件数	公費(円)	自費(円)	件数	公費(円)	自費(円)
介護・訓練支援用具	2	173,600	0	0	0	0
自立生活支援用具	6	240,430	0	2	104,750	6,750
在宅療養等支援用具	4	197,210	10,790	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	3	187,200	0	0	0	0
排泄管理支援用具	1,429	13,555,918	409,341	111	1,222,480	120,512
住宅改修費	0	0	0	0	0	0
計	1,444	14,354,358	420,131	113	1,327,230	127,262

(3) 任意事業

(単位：円)

事業名	事業内訳	支出済額(円)
訪問入浴サービス	委託事業所 4事業所 利用者数 9人、延べ利用者数 629人 利用者負担 0円	7,862,500
日中一時支援事業	委託事業所 3事業所 利用者数 65人 利用者負担 142,327円	3,384,490
福祉ホーム事業	補助対象事業所3カ所 利用者数 4人	745,884
社会参加促進事業	免許取得費助成 対象人員 1人	100,000
更生訓練費給付事業	対象者数 1人、給付回数 1回	5,880
障害者虐待防止対策支援事業	連携協議会開催 1回、委員 5人	48,682
合計		12,147,436

(4) 手話通訳員設置・派遣事業

平成8年7月から聴覚・音声言語機能障害者の方々へのサービスとして、設置手話通訳員1人、登録手話通訳者10人により、来庁者はもとより通院や各種手続き等生活全般における派遣要望にも対応できる体制をとっています。

◎派遣件数の推移

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁舎内	90	55	63	85	94
庁舎外	165	177	201	239	239
合計	255	228	264	324	333

※庁舎外の件数は派遣通訳件数を含む

5. 身体障害者福祉関係

(1) 障害別・等級別身体障害者(児)手帳所持状況(平成31年3月末現在)

(単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比	
視覚障害	障害児	2	0	0	0	0	2	5.2	
	障害者	52	29	12	8	21	8		130
	計	54	29	12	8	21	8		132
聴覚平衡	障害児	0	0	2	2	0	3	7.3	
	障害者	1	42	23	34	3	75		178
	計	1	42	25	36	3	78		185
音声言語	障害児	0	0	0	0	0	0	1.2	
	障害者	3	2	15	10	0	0		30
	計	3	2	15	10	0	0		30
肢体不自由	障害児	25	4	1	0	0	1	49.2	
	障害者	267	289	210	308	102	43		1,219
	計	292	293	211	308	102	44		1,250

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
内部障害	障害児	7	0	1	3			11	37.1
	障害者	645	6	111	170			932	
	計	652	6	112	173			943	
合計	障害児	34	4	4	5	0	4	51	100.0
	障害者	968	368	371	530	126	126	2,489	
	合計	1,002	372	375	535	126	130	2,540	
構成比 (%)		39.4	14.6	14.8	21.1	5.0	5.1		

(2) 年度別新規手帳交付者数

(単位:人)

年 度	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
交付者数	190	194	168	175	188	155	127	123	139	168

6. 知的障害者福祉関係

(1) 愛護(療育)手帳の所持状況

本市における愛護手帳所持者は、平成31年3月末日現在725人となっています。

愛護手帳は、知的障害者(児)に対する指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受け易くするため交付される手帳で、Aは重度、Bは中軽度を表します。

(単位:人)

区 分	A	B	計
知的障害児	47人	94人	141人
知的障害者	252人	332人	584人
計	299人	426人	725人

(2) 知的障害者巡回相談の状況

県内在住の知的障害者に対し巡回して、必要に応じて医学的・心理学的等の諸判定を行うことにより、社会的更生の方針を指導し、その福祉の向上に努めています。

むつ市での巡回相談は年3回で、5月、9月、12月に実施しています。

(単位:件)

区 分	愛護手帳 (新規取得)	障害程度確認 (再判定)
平成30年度 相談件数	28件	9件

7. 精神障害者福祉関係

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成31年3月末日現在587人となっています。

平成17年4月には、精神障害者生活訓練施設として「ハートランドさくら」が開設し、障害者自立支援法施行後の平成18年10月からは、地域活動支援センターI型として「ハートランドさくら」が、Ⅲ型として「アックス工房」が市の補助を受け障害者サービスを提供しており、精神障害者の社会復帰に向けた活動の場を提供しています。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(単位：人)

区 分	1級	2級	3級	計
平成26年度	98	291	56	445
平成27年度	110	311	60	481
平成28年度	124	334	74	532
平成29年度	133	355	72	560
平成30年度	134	391	62	587

(2) 自立支援医療(精神通院医療)の利用状況

(単位：人)

区 分	脳器質性 精神障害	精神作用 物質 精神障害	統 合 失調症	気分障害	人格障害	精神遅滞	てんかん	その他 及び 分類不能	計
平成26年度	31	12	379	128	7	30	72	125	784
平成27年度	22	13	375	141	6	29	74	148	808
平成28年度	21	14	375	149	8	28	73	156	824
平成29年度	23	16	375	164	11	32	81	201	903
平成30年度	26	15	395	198	11	34	90	269	1,038

※その他には、神経性障害、ストレス関連障害、身体表現障害、心理的発達の障害などが含まれています。

8. その他の事業

(1) 特別障害者手当等給付制度

精神又は身体に障害があり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅障害者に対して手当を支給する制度です。

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当(経過的)
受 給 要 件	20歳以上の 在宅心身障害者	20歳未満の 在宅心身障害児	20歳以上で、障害基礎年金又は 特別障害者手当を受給できない者
月 額 単 価	26,810円 (H30.4から26,940円)	14,580円 (H30.4から14,650円)	14,580円 (H30.4から14,650円)
延べ受給者数	605人	751人	0人
支 給 総 額	16,285,180円	10,993,400円	0円
受 給 者 数 (H31.3.31)	50人	61人	0人

(2) 重度心身障害者の医療費助成制度

重度心身障害者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的とし、医療費を助成する制度です。平成5年度から対象者の拡大(内部障害者3級)と合わせ、所得制限制度が導入されました。

また、平成13年1月より精神保健福祉手帳1級所持者が対象として拡大されました。

ア 受給対象者の要件

- ①身体障害者手帳所持者で、障害の等級が1級、2級及び3級の内部障害者
- ②愛護手帳所持者で、障害の程度が「A」の者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者で、障害の等級が1級の者

※ただし、満65歳以上の方が新たに上記障害に該当した場合は、当該医療費助成制度の対象外となります。

イ 受給者数（平成30年度）786人

①保険種別

国民健康保険	278人
各種社会保険	194人
後期高齢者医療	314人

②障害種別

身体障害	526人
知的障害	188人
精神障害	72人

ウ 医療費支出内訳

（単位：件、円）

種別	件数 (件)	交付基準による医療費(円)					
		医療費総額	他法優先 負担額	医療費負担区分			
				保険者負担	高額療養費	附加給付	自己負担額
国保	6,023	527,815,059	0	484,509,660	11,037,025		32,268,374
社保	1,247	73,496,270	0	59,996,557	383,977	0	13,115,736
後期高齢者医療	2,918	334,725,650	0	316,307,592	3,790,414		14,627,644
計	10,188	936,036,979	0	860,813,809	15,211,416	0	60,011,754

種別	交付基準による医療費(円)				
	その他			課税世帯一部 負担金控除額	計(支出済額)
	公費負担	訪問看護療養費	償還払分		
国保	0	569,493	535,698	2,931,289	30,442,276
社保	0	0	0	3,254,260	9,861,476
後期高齢者医療	0	64,071	0	0	14,691,715
計	0	633,564	535,698	6,185,549	※ 54,995,467

※ただし、高額介護合算療養費にかかる歳入464,477円を実際の支出済額から差し引いています。